

# 事案書 (■経営会議 □調整会議)

開催日：平成26年 2月17日（月）

担当課：文化スポーツ部 生涯学習センター

件 名：大和市生涯学習センター条例の一部改正について

提出理由：大和駅東側第4地区公益施設へ大和市生涯学習センターを移転することに伴い、大和市生涯学習センター条例を一部改正する必要があることから、その内容について了承を得るため

## 内 容：

### 1. 背景

- 本市では、平成28年11月の供用開始を目指し、大和駅東側第4地区に、文化創造拠点として、文化複合施設の整備を進めており、既存の大和市生涯学習センターを同施設へ移転することとしている。
- これまで、「大和駅東側第4地区公益施設基本計画」並びに「大和駅東側第4地区公益施設管理運営基本計画」において、施設内容や主な機能、管理運営の基本的な考え方等を明らかにしてきた。
- 今後は、移転後の大和市生涯学習センターの位置及び管理について条例を一部改正する必要がある。

### 2. 条例の主な改正内容

#### (1) 生涯学習センターの位置

現 行：大和市深見西一丁目3番17号  
変更後：大和市大和南一丁目8番1号

#### (2) 指定管理者による管理

- 大和市生涯学習センターの管理は、指定管理者に行わせるものとし、指定等に必要な事項は（仮称）大和市文化創造拠点に係る指定管理者の指定等に関する条例で定める。

#### (3) 開館時間

午前9時～午後9時30分（現行どおり）  
※市民交流ラウンジの供用時間は、午前9時～午後9時（日・祝日は午前9時～午後8時）

#### (4) 休館日

現 行：毎週月曜日及び1/1～3、12/29～31  
変更後：1/1～3、12/29～31

#### (5) 利用料金

- ①利用料金設定の考え方
- 「使用料・手数料に係る受益者負担の適正化方針」の考え方によらしながら、直近に開館した渋谷学習センターの使用料金を考慮して設定する。
  - 営利団体が、会議室等を利用する場合は、通常支払うべき利用料金の2倍の額とする。

## 経 過

- H18. 2 大和駅東側第4地区第一種市街地再開発事業  
都市計画決定  
H19. 3 大和駅東側第4地区市街地再開発組合設立  
H24. 2 大和駅東側第4地区公益施設基本計画策定  
H25. 1 大和駅東側第4地区公益施設管理運営基本  
計画策定  
H25. 11 再開発組合定款及び事業計画変更認可  
H25. 12 権利変換計画認可

### ②施設利用料金

会議室等 (2時間単位)

室 名	上限額	室 名	上限額
講習室	2,500円	スタジオ（中）	600円
大会議室	1,600円	スタジオ（小）	300円
中会議室	1,000円	和室	1,000円
小会議室	800円	美術・工芸室	2,200円
スタジオ（大）	1,500円	調理実習室	1,600円

### 市民交流ラウンジ

場 所 名	単位：上限額
市民交流ラウンジ	1人1回2時間につき 100円

### 附属設備及び備品

種 別	単位：上限額
団体用倉庫等	1区画1月につき 200円
貸出設備、備品等	1区画又は各品目の単位 1回につき 500円

### （6）使用等の制限

- 施設の損傷や、他の利用者に迷惑を及ぼすおそれがある等と認められる者に対し、入場を拒み又は退場させることができる。

### 3. 条例施行日

- 平成28年11月3日から施行する（指定管理者の指定等の手続きについては、平成26年7月1日とする）。

### 4. 規則について

- 利用者登録等の一部の詳細項目については、規則で規定する。

### 今後の予定

- H26. 3 市民意見公募手続きの実施  
教育委員会定例会（社会教育委員会議への  
諮詢案付議）  
H26. 4 社会教育委員会議（諮詢・答申）  
教育委員会定例会（委員会へ改正案付議）  
H26. 6 改正条例議案上程  
H26. 7 改正条例一部施行、公益施設着工  
H26. 7～12 文化創造拠点運営審議会の設置、指定  
管理者の公募・選考  
H27. 3 指定管理者の指定議案上程  
H28. 7 公益施設竣工  
H28. 11 施設供用開始、改正条例施行